

事 務 連 絡
令和2年2月27日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限の延長について

令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されたところであり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、多くの人が集まる場所での感染の危険性を減らすことが重要です。

本日、国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、別紙のとおり、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長する旨の発表がされましたので、お知らせいたします。

地方税においては、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2の規定により災害その他やむを得ない理由で、地方税法又はこれに基づく条例に定めている申告、申請、請求その他の書類の提出期限又は納付納入期限までにこれらの行為をすることができないと認められるときは、これらの期限を延長することができることとされており、各地方団体において、適切に運営されるようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課

担当：卯田係長、松本事務官

電 話：03-5253-5658

F A X：03-5253-5659

(別紙)

令和2年2月27日
国 税 庁

報道発表資料

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限について
令和2年4月16日(木)まで延長

現在、全国の税務署においては、納税者の方が円滑かつ正確に申告書を作成していただけるよう、確定申告相談会場を開設し、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告相談に応じています。

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限^(※)について、令和2年4月16日(木)まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしております。

(※) 申告期限・納付期限

申告所得税	令和2年2月17日(月) ~ 令和2年3月16日(月)
個人事業者の消費税	令和2年1月6日(月) ~ 令和2年3月31日(火)
贈与税	令和2年2月3日(月) ~ 令和2年3月16日(月)

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

(還付申告の例)

- ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除(ふるさと納税等)・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)により還付を受けられる方 等

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁長官
星野 次彦